

第3次鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価報告書

I 施策の評価（重点目標）

1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消，教育・学習の推進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 42）

- ① 意識改革のための啓発推進，制度や慣行の見直し
- ② 学校教育における男女共同参画の推進
- ③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- ④ 性の多様性についての理解促進

【評価】

- ① 令和3年度の県民意識調査において、「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識を「否定」する人の割合が「肯定」する人の割合を上回り，その差が前回調査（平成28年度）よりも拡大。
また，今回の調査で初めて男性でも「否定」の割合が「肯定」を上回った。

県民意識調査（令和3年度）

「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方（固定的な性別役割分担意識）

全体	②否定 48.3%	>	肯定 45.8%	⇒	③否定 60.4%	>	肯定 35.5%
男性	②否定 43.6%	<	肯定 51.4%	⇒	③否定 54.3%	>	肯定 42.0%
女性	②否定 53.1%	>	肯定 42.5%	⇒	③否定 64.8%	>	肯定 30.9%

- ② 全市町村で男女共同参画に関する当初の基本計画が策定済み。また，男女共同参画条例を制定した市町数が増加

計画：平成28年度までに，全ての市町村において当初の計画が策定済
条例：③13市町⇒④17市町

- ③ 男女共同参画をテーマにセミナーを実施する学校が増加
（「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」実施校（累計）③62校⇒④109校）

県民意識調査（令和3年度）

「男女共同参画社会」の形成に向けて県が力を入れるべきこと（上位3位）

①	子どもの頃からの男女平等などについての学習の充実	（51.0%）
②	仕事と家庭が両立できる就労環境づくり	（29.4%）
③	保育の施設・サービス，高齢者や病人の施設・介護サービスの充実	（25.5%）

【今後の方向性・検討事項】

- ① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づくジェンダーギャップを解消するため，県民の取組に向けた気運醸成を図るとともに，男女共同参画・ジェンダー平等についての正しい理解の促進
- ② 男女共同参画・ジェンダー平等についての学習や自己啓発等の機会の提供・充実及び，離島など遠隔地域を含めた学習機会を確保するためのオンラインの手法の活用やアウトリーチの継続・拡充
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の促進及び，県・市町村の新規採用職員研修など，各種研修の機会を捉えた行政職員や教職員に対する男女共同参画・ジェンダー平等の理解の促進
- ④ 学校，家庭，地域と連携した，子どもの頃からの男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進や主体的に生きる力の育成
- ⑤ 性的指向・性自認について，正しい理解を促進し，それらを理由とする差別や偏見を解消するための啓発活動の推進 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 42

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 男女共同参画室	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	38	3	1	0	—
(1)意識改革のための啓発推進, 制度や慣行の見直し	A	12	1	1	0	92.9% (39/42)
(2)学校教育における男女共同 参画の推進	A	18	0	0	0	100% (54/54)
(3)家庭や地域における男女 共同参画の理解促進	A	3	2	0	0	86.7% (13/15)
(4)性の多様性についての理解 促進	A	5	0	0	0	100% (15/15)

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

2 男女ともに能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 64）

- ① 企業トップ等の意識改革や職場風土改革
- ② 女性の能力発揮・経営への参画及び管理職等への登用促進
- ③ 子育て・介護基盤整備の推進
- ④ 長時間労働の是正等働き方改革の推進
- ⑤ 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進

【評価】

- ① 「女性活躍推進宣言企業」の登録企業数が増加（③50社⇒④150社）
- ② 令和3年度の県民意識調査において、女性が職業を持つことについての意識について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人の割合が、男女ともに初めて過半数を超えた。

県民意識調査（令和3年度）

〔 全体 ②841.4%⇒③52.3%（10ポイント以上増加）
女性 ②841.4%⇒③51.8% 男性 ②842.8%⇒③52.9% 〕

- ③ 県や市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合が増加
〔 知事部局等 ③06.9%⇒④11.5% 教育委員会 ③012.4%⇒④14.3%
市町村 ③07.4%⇒④9.3% 〕
- ④ 事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合が増加
（②814.3%⇒④25.2%）
- ⑤ 県の審議会等委員に占める女性の登用率が増加（③040.3%⇒④41.5%）
- ⑥ 女性農業経営士の認定者数が増加（③0439人⇒④487人）
- ⑦ 「かごしま子育て応援企業」の登録数が増加（③0452社⇒④769社）
- ⑧ ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合が増加（②845.8%⇒④86.1%）
- ⑨ 保育所待機児童数や放課後児童クラブ待機児童数が減少
〔 保育所待機児童数 ③0244人⇒④148人
放課後児童クラブ待機児童数 ③0437人⇒④155人 〕
- ⑩ 男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが女性に比べると依然低調であり、特に事業所においてはその傾向が顕著である。
〔 県職員（知事部局等） ③04.7%⇒④44.2%
事業所 ③05.5%⇒④25.6% 〕
- ⑪ 県（知事部局等）の男性職員の出産補助休暇、育児参加休暇（※）の取得率は、ほぼ横ばいで推移（※）令和5年4月からは「産前・産後休暇」
〔 出産補助休暇取得率 ③0100%⇒④98.7%
育児参加休暇（※）取得率 ③096.8%⇒④100% 〕

【今後の方向性・検討事項】

- ① 経営者・管理職等のさらなる意識改革及び、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の未策定企業への働きかけやアドバイザー派遣等による企業の取組の促進
- ② 企業等や政治、行政、教育などあらゆる分野における女性の人材育成及び登用の促進
- ③ 女性の就労に関する支援（能力開発、再就職、非正規雇用から正規雇用への転換等）の推進
- ④ 保育所等における待機児童の解消に向けた、計画的な保育所、放課後児童クラブ等の整備の推進及び、介護家庭の多様なニーズに対応するための介護サービスの充実や介護予防の推進
- ⑤ 働き方に関する意識改革と男性の家事・育児等への参加の促進 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 64

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	47	15	1	1	—
(1)企業トップ等の意識改革や 職場風土改革	A	5	2	0	0	90.5% (19/21)
(2)女性の能力発揮・経営への参画 及び管理職等への登用促進	A	23	8	1	0	91.4% (85/93)
(3)子育て・介護基盤整備の推進	A	13	2	0	0	95.6% (43/45)
(4)長時間労働是正等働き方改革 の推進	A	4	3	0	0	85.7% (18/21)
(5)男性の意識改革と家事・育児 等への参画促進	A	3	0	0	0	100% (9/9)

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上 79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上 49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

3 生涯を通じた男女の健康支援

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 25）

- ① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③ スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進

【評価】

- ① 子宮頸がん及び乳がんの検診受診率は横ばいで推移（全国平均は上回っている。）

子宮頸がん	⑳46.6%⇒㉑47.5%
乳がん	⑳49.6%⇒㉑49.8%

※ 子宮頸がんは20歳～69歳、乳がんは40歳～69歳の検診受診率

- ② 「女性にやさしい医療機関」の指定数が増加
（㉓69機関⇒㉑71機関）
- ③ 妊産婦死亡は平成30年度に1人、令和元年度から令和3年度は0人で推移
- ④ 医療保険が適用されない不妊治療費に対する助成を実施したことにより、経済的負担の軽減が図られた。

特定不妊治療費助成件数及び金額

	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数	延べ814件	延べ949件	延べ848件	延べ1,237件	延べ288件
助成金額	139,215千円	158,191千円	159,515千円	279,155千円	56,882千円

※ 当助成は、医療保険が適用されない不妊治療費を対象とするものであるが、令和4年度から医療保険が適用されたことに伴い、同年度の助成件数及び金額は減少した。

離島地域不妊治療費助成件数及び金額

	H30	R1	R2	R3	R4
助成件数	68件	87件	58件	135件	178件
助成金額	2,023千円	2,439千円	1,820千円	4,726千円	7,080千円

- ⑤ 10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満女子総人口千対）は減少したが、引き続き、性に関する正しい知識の普及が必要
（㉓5.2人⇒㉑3.5人）

【今後の方向性・検討事項】

- ① 女性の健康や尊厳にかかわる「生理の貧困」など、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が社会全体に認識されるよう更なる普及啓発の推進
- ② 健康問題や性差医療についての正しい知識の普及啓発や相談対応の推進、「女性にやさしい医療機関」など、女性が受診・相談しやすい医療環境の整備
- ③ どの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるような医療体制の整備や経済的支援、健康管理の充実
- ④ 家庭・地域と連携した、学校における発達段階に応じた性に関する正しい知識（避妊法や性感染症を含む）の普及啓発の推進
- ⑤ 性別、年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人々がスポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進に取り組むことができるよう、男女の健康状況や運動習慣の特性を踏まえた指導者の育成や女性アスリートへの支援の推進 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 25

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	22	3	0	0	—
(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	A	5	1	0	0	94.4% (17/18)
(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	A	17	0	0	0	100% (51/51)
(3)スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進	B	0	2	0	0	66.7% (4/6)

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 30）

- ① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ② デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援

【評価】

- ① 令和3年度の県民意識調査において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合は前回調査（平成28年度）より増加

県民意識調査（令和3年度）
 (㊸84.7% ⇒ ㊹86.2%)

- ② 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（DV防止計画）」の策定及び配偶者暴力相談支援センター（配暴センター）を設置する市町村が増加

〔 DV防止計画の策定 ㊸36市町村（83.7%）⇒㊹43市町村（90.7%）
 配暴センターの設置 ㊸6市町⇒㊹9市町 〕

- ③ コロナ禍に対応した緊急的な相談体制の整備や相談窓口の周知広報により、DVの防止と被害者支援の充実が図られた。
 （SNSによるDV相談窓口（With You）の設置、広報動画・リーフレット作成等）

- ④ 女性に対する暴力についての社会の認識は高まりつつあるものの、コロナ禍の影響もあり配暴センターへの相談件数は令和2年度に過去最多を更新。
 令和3年度の県民意識調査において、配偶者や交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性は依然として多く、また、男性の10%が配偶者や交際相手から暴力や嫌がらせを受けたことがあると回答しており、状況は深刻。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	1,507件	1,808件	1,996件	1,627件	1,977件

県民意識調査（令和3年度）

配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験

身体的・精神的・性的の いずれかの暴力	経 験	男 性	女 性
	1, 2度あった	6.2%	15.1%
何度もあった	3.8%	12.1%	

- ⑤ 性暴力・性犯罪被害者への支援を実施する「性暴力被害者サポートネットワークかごしま（通称：FLOWER）」の女性相談員の増員や、相談日・相談時間を増やすなどによりワンストップ支援センターとしての機能を強化し、相談者に対する切れ目のない支援の充実が図られた。
- ⑥ 警察本部において、人身安全関連事案対処プロジェクトチームを発足し、ストーカー及びDVなどの被害者保護や各種対策の迅速・適切な対応が図られた。

【今後の方向性・検討事項】

- ① 被害の潜在化を防ぎ早期発見・早期対応につなげるための、相談窓口カードやリーフレット、県政広報媒体等の活用による相談窓口の周知の推進
- ② 様々な啓発を通し、女性に対する暴力を容認しない気運の醸成の推進
- ③ 配偶者等からの暴力に関する相談窓口に限らず、様々な相談機関・窓口において、ジェンダーの視点に立った対応を行うことにより、被害者や同伴児童の早期発見や支援に結びつけられるよう、関係機関との連携の強化
- ④ 配暴センターなどの相談機関における相談支援体制の充実
 （複雑化・多様化する相談内容に対応するための相談員の資質向上 等）
- ⑤ DV防止法の改正や、国の加害者プログラム等に係る検討状況を踏まえた対応
- ⑥ 性犯罪被害者等の心情に配慮した対応や捜査及び相談受理体制の整備の推進
- ⑦ 若年層に対する精神的・性的暴力を含むデートDV予防のための啓発の強化 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 30

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	28	1	1	0	—
(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	A	17	1	1	0	94.7% (54/57)
(2)デートDV, 性犯罪, ストーカー行為等への対策及び被害者支援	A	11	0	0	0	100% (33/33)

A, a: 実施できた (80%以上)

B, b: どちらかと言えば実施できた (50%以上 79%以下)

C, c: どちらかと言えば実施できなかった (20%以上 49%以下)

D, d: 実施できなかった (20%未満)

5 生活上の困難や課題を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 30）

- ① 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ② 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

【評価】

- ① 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する相談支援等を実施し、自立の促進が図られた。

生活困窮者への相談対応及び就労支援等

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
新規相談受付件数	455 件	392 件	749 件	604 件	441 件
プラン作成件数	129 件	99 件	159 件	273 件	168 件
就労支援対象者数	42 件	31 件	42 件	68 件	32 件

- ② ひとり親家庭等の相談対応や就労支援、必要な資金の貸付等により、自立の促進や福祉の増進等が図られた。

各地域振興局等に配置した母子・父子自立支援員による相談件数

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	13,214 件	12,655 件	11,571 件	11,845 件	10,867 件

- ③ 様々な困難を抱える女性を支援するため、民生委員等を対象とした研修への講師派遣や相談対応を実施し、社会参加や就労に向けた支援が図られた。
- ④ 「生理の貧困」支援のためのガイドブックや、県民等の理解促進を図るための啓発リーフレットの作成・配布、生理用品の無料提供により、市町村における「生理の貧困」支援に向けた取組の促進や、県民等の「生理」及び「生理の貧困」に対する理解の促進が図られた。

令和3年度「生理の貧困」に関するWEBアンケート調査（回答者 4,035 人）

これまでに生理用品を買うのに困った経験がある人の割合

困ったことはない	ときどき困っている	いつも困っている
75.1%	21.0%	3.4%

- ⑤ 支援を必要とする高齢者や障害者等が、可能な限り地域で自立した生活を送れるような支援体制の整備が図られた。

【今後の方向性・検討事項】

- ① 困難な問題を抱える女性や複合的な課題を抱える生活困窮者、ひとり親家庭等への男女共同参画の視点に立った支援や、問題が顕在化しにくい若年女性への民間団体とも連携した官民協働による支援の強化
- ② 貧困の次世代への連鎖を断ち切り、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、子どもの成長や若者の自立に向けた力を高める取組の推進
- ③ 性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人や外国にルーツがあることなど様々な要因により複合的な困難や課題に直面しやすい人々が安心して暮らせる環境の整備や相談対応の推進 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 30

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	25	5	0	0	—
(1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	A	14	2	0	0	95.8% (46/48)
(2)障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	A	11	3	0	0	92.9% (39/42)

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

6 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 11）

- ① 人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり
- ② 地域における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

【評価】

- ① 県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の推進に取り組む民間団体等と連携・協働した講座の開催などの様々な事業の実施により、男女共同参画についての正しい理解促進のための情報発信や学習機会の提供を行い、地域で男女共同参画を推進する人材の育成が図られた。

- ② 令和3年度の県民意識調査において、県男女共同参画センターを知っている人の割合が、前回調査（平成28年度）から微増

県民意識調査（令和3年度）
（県男女共同参画センターの認知度（~~28~~30.6%⇒~~3~~33.9%））

- ③ 地域で男女共同参画を推進する地域推進員が増加
（~~30~~36市町99人⇒~~4~~41市町村116人）

- ④ 令和3年度の県民意識調査において、「地域社会の中」では、依然として男女の地位を不平等と感じている人が多く、また、公共的団体や自治会組織等における方針決定過程への女性の参画も依然として低調

県民意識調査（令和3年度）
地域社会の中で男女平等と感じている人の割合

全体	28 29.1%	⇒	3 27.2%
男性	28 37.8%	⇒	3 34.9%
女性	28 23.6%	⇒	3 21.7%

（自治会組織の代表者における女性の割合 ~~30~~6.3%⇒~~4~~6.9%）

- ⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画や避難所管理運営マニュアルを策定した市町村数が増加
（避難所管理運営マニュアル策定 ~~30~~25市町村⇒~~4~~39市町村）

【今後の方向性・検討事項】

- ① 県男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画・ジェンダー平等の推進を担う人材の育成や活動の支援の推進
- ② 県男女共同参画センターの認知度向上や利用促進に向けた情報の発信、連携・協働して事業を行う民間団体等の育成や活動の支援の推進
- ③ 性別や年齢にとらわれない人材の育成による、地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画拡大の促進
- ④ 地域において、固定的な性別役割分担意識に基づく運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しが図られるよう意識啓発や学習機会の提供及び、男女共同参画の視点に立った多様な主体の連携による地域コミュニティづくりの取組への支援の推進
- ⑤ 市町村における男女共同参画の視点に立った地域防災計画や避難所運営マニュアルの策定促進、地域防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点に立った防災教育・災害対応 等

○ 定量的評価

(1) 事業・取組数 11

(2) 集計表

項目	評価 2次評価 (男女共同参画室)	【参考】1次評価（自己評価） （事業・取組担当課）				【参考】 得点率 (得点/満点)
		a (3点)	b (2点)	c (1点)	d (0点)	
「具体的施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができたか	—	9	2	0	0	—
(1)人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり	A	2	0	0	0	100% (6/6)
(2)地域における方針決定過程への女性の参画拡大	A	4	0	0	0	100% (12/12)
(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	A	3	2	0	0	86.7% (13/15)

A, a：実施できた（80%以上）

B, b：どちらかと言えば実施できた（50%以上79%以下）

C, c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上49%以下）

D, d：実施できなかった（20%未満）

II 施策の評価（戦略的取組）

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】

* 各重点目標を実現するための分野横断的な取組であり、可能な限り経営資源を集中させて取り組むテーマとして以下の3つを「戦略的取組」と位置付けている。

- ① 子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組
（主な取組）
 - ・ 児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
 - ・ 教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
 - ・ 生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
 - ・ 生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性教育の実施
 - ・ 生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践
- ② 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
（主な取組）
 - ・ 地域で男女共同参画を推進する人材の育成
 - ・ 男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援
- ③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組
（主な取組）
 - ・ 啓発のためのセミナー等の実施
 - ・ 県審議会等における女性委員登用へのさらなる取組促進

【評価】

- ① 取組の一環である「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」において、児童・生徒、教職員、保護者・地域住民をそれぞれ対象としたワークショップ等を実施し、学校、家庭、地域が一体となった男女共同参画・ジェンダー平等の理解が促進
（事業実施校（累計）③62校⇒④109校）
- ② 地域で男女共同参画を推進する地域推進員が増加
（③36市町99人⇒④41市町村116人）
地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合が増加
（③20市町46.5%⇒④29市町村67.4%）
- ③ 県の審議会等への女性委員の登用について、女性委員登用促進要領に基づき、全庁的に取り組み、平成30年度以降、登用率は40%以上で推移
（県の審議会等への女性委員の登用率 ③40.3%⇒④41.5%）

また、県の管理職への女性の登用について、特定事業主行動計画に基づき推進

管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合
知事部局等 ③6.9%⇒④11.5%
教育委員会 ③12.4%⇒④14.3%

【今後の方向性・検討事項】

- ① 学校等と連携した子どもの頃からの男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進の取組や、次代を担う若年層への啓発の強化
- ② 地域において男女共同参画・ジェンダー平等の推進を担う人材の育成、男女共同参画の視点に立った誰もが居場所と出番のある地域コミュニティづくりの推進
- ③ 県の審議会等への女性委員の登用促進に向けた全庁的な取組の推進、セミナー等の開催による女性の能力発揮やネットワークづくりのための支援の推進 等

Ⅲ システムの評価（県の推進体制）

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】

- ① 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ② 県男女共同参画センターの機能充実
- ③ 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④ 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤ 施策の進行管理の徹底
- ⑥ 計画の評価及び施策への確実な反映

【評価】

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた関連事業・取組の進行管理及び評価の実施により、男女共同参画に関する担当課の理解促進が図られた。
- ② 各所属に設置されている研修推進員や関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員への研修の実施により、庁内の男女共同参画に関する理解浸透が図られた。
- ③ 全ての所属に対し「第3次県男女共同参画基本計画に基づき全庁的に取り組む事項」の内容を周知し、男女共同参画社会の形成に向けた取組が促進された。
- ④ 「第3次県男女共同参画基本計画に基づき全庁的に取り組む事項」の1つである県の審議会等への女性委員の登用については、男女共同参画推進本部による女性委員登用促進要領に基づく進行管理により、登用率の向上が図られた。

（県の審議会等への女性委員の登用率 ③40.3%⇒④41.5%）

- ⑤ 県男女共同参画センターにおけるオンラインの手法も活用した各種啓発活動を通し、県民への男女共同参画の理解促進や、各地域で男女共同参画を推進する人材の育成が図られた。また、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する各種相談などにより、男女共同参画社会の形成が促進された。

県民意識調査（令和3年度）

（県男女共同参画センターの認知度（②30.6%⇒③33.9%））

【今後の方向性・検討事項】

- ① 有識者等により構成される県男女共同参画審議会の意見や提言、県民の意向を尊重しながら、男女共同参画推進本部を中心に、県の各部署が相互に連携を図りながら総合的・計画的な取組の推進
- ② 男女共同参画の視点を踏まえた関連施策・事業の進行管理及び評価の実施と、職員の男女共同参画・ジェンダー平等に対する理解の促進
- ③ 男女共同参画を推進する総合的な拠点である県男女共同参画センターの周知、機能充実や、オンラインの手法の活用、遠隔地域へのアウトリーチの継続・充実
- ④ 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関する申出制度の周知及び適切な処理
- ⑤ 数値目標の進捗状況の把握及び公表 等

Ⅳ システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】

- ① 男女共同参画地域推進員や NPO、事業者、女性活躍推進会議等との連携、協働
- ② 市町村との連携、協働

【評価】

- ① 市町村が取り組む場合に参考となる事例等の情報や研修機会の提供、広報・啓発等により市町村との連携が図られたほか、街頭キャンペーンや研修会など、様々な取組を協働で実施することにより、事業者やNPO、女性団体との連携が図られた。
- ② 男女共同参画地域推進員については、令和4年度で41市町村に116名が委嘱され、また、29市町村には2名以上が設置されるなど、県内各地域で男女共同参画の推進に向けて活動する人材の育成が図られた。

県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合
(③20市町 46.5%⇒④29市町村 67.4%)

- ③ 多くの市町村で男女共同参画に関する計画やDV防止計画が策定され、また、男女共同参画に関する条例を策定した市町村が増加。

市町村のDV防止計画の策定状況
(②35市町 81.4%⇒④39市町村 90.7%)

市町村の男女共同参画に関する計画の策定（改定）状況
(②100% (H28.4.1) ⇒④97.7% (R4.4.1) 全国平均 86.7% (R4.4.1))

市町村の男女共同参画に関する条例の策定状況
(②25.6% (H28.4.1) ⇒④37.2% (R4.4.1) 全国平均 38.9% (R4.4.1))

【今後の方向性・検討事項】

- ① 市町村に対する情報提供や研修機会の提供などの支援を行うとともに、地域における男女共同参画の推進役となる人材を育成するなど、一層の連携の強化
- ② NPO等との協働を図るため、情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりに取り組むほか、それぞれの団体の自主性・主体性を尊重しつつ、地域での理解を促進するための取組を協力して行うなど、男女共同参画の推進に向けた連携の強化
- ③ 地域推進員の全市町村における2人以上の設置や、男性の増員を目指すとともに、資質向上のための研修会等の実施及び市町村との連携・協働を円滑に行うための支援の推進
- ④ 地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備し、男女共同参画の視点に立って地域課題を解決するための実践的活動の促進 等

V 数値目標

○ 数値目標を設定した25項目（うち他の計画の17の数値目標）達成度

重点 目標	項 目	策定時 (年度)	現状 (年度)	目標値	
				数値	年度
1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	72.0% (H28年度)	74.0% (R3年度)	100%	4
1	「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.6% (H28年度)	33.9% (R3年度)	50%	4
2	鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度登録数	22社 (H29年度)	150社 (R4年度)	150社	4
2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（知事部局等）	6.5% (H29年度)	11.5% (R4年度)(R4.4.1現在)	15%	7
2	県の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（教育委員会等）	11.5% (H29年度)	14.3% (R4年度)(R4.4.1現在)	15%	7
2	市町村の管理的地位（課長相当職以上）に占める女性の割合	6.0% (H28年度)	9.3% (R4年度)	10%	4
2	事業所の管理的地位（課長相当職）に占める女性の割合	14.3% (H28年度)	25.2% (R4年度)	15%	2
2	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	45.8% (H28年度)	86.1% (R4年度)	70%	元
2	県の審議会等委員への女性の登用率	38.2% (H28年度)	41.5% (R4年度)	40%以上	4
2	女性農業経営士の認定者数	424人 (H29年度)	487人 (R4年度)	460人	4
2	保育所待機児童数	354人 (H29年度)	148人 (R4年度)	0人	元
2	放課後児童クラブ待機児童数	432人 (H29年度)	155人 (R4年度)	0人	元
2	県の男性職員の出産補助休暇の年間取得者数の割合	94.8% (H28年度)	98.7% (R4年度)	100%	元
2	県の男性職員の育児参加休暇の年間取得者数の割合 ※R5.4月から、名称変更	84.4% (H28年度)	100% (R4年度)	100%	元
2	県の男性職員の育児休業取得割合	2.1% (H28年度)	44.2% (R4年度)	10%	元
2	事業所における男性の育児休業取得率	2.7% (H28年度)	25.6% (R4年度)	9.7%	4
2	男性の家事・育児時間	63分 (H28年度)	125分 (R3年度)	67分	元
2	かごしま子育て応援企業登録数	377社 (H28年度)	769社 (R4年度)	590社	4
3	「女性にやさしい医療機関」の数	67機関 (H28年度)	71機関 (R4年度)	100機関以上	4
3	子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳）	46.6% (H28年度)	47.5% (R4年度)	50%以上	4
3	乳がん検診受診率（40歳から69歳）	49.6% (H28年度)	49.8% (R4年度)	50%以上	4
3	10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子総人口千対）	5.7人 (H28年度)	3.5人 (R3年度)	5.0人	4
4	「配偶者暴力防止法」（DV防止法）を知っている人の割合	84.7% (H28年度)	86.2% (R3年度)	100%	4
4	「配偶者暴力防止計画」（DV防止計画）の策定市町村の割合	81.4% (H29年度)	90.7% (R4年度)	100%	4
6	県男女共同参画地域推進員が2人以上設置されている市町村の割合	46.5% (H29年度)	67.4% (R4年度)	100%	4

VI 鹿児島県男女共同参画審議会、同専門部会委員からの主な意見

- 教育における取組は重要であるため、性教育をはじめとする人権教育について学校がどのような内容で実施しているか把握していただきたい。また、教育委員会と連携し、取組を進めていただきたい。（重点目標1，重点目標3，戦略的取組①関連）
- 地域社会における男女の平等感が依然として低いことが本県の大きな課題である。男女共同参画に関する意識は浸透してきても、地域社会においてはその意識が行動変容に繋がっていない。（重点目標1，重点目標6，戦略的取組②関連）
- 子どもの頃から男女共同参画についての学習を充実するため、「子どもたちの学びの広場推進事業」の実施校数を増やしていただきたい。（重点目標1，戦略的取組①関連）
- 女性の登用率が上昇したことを以て、ジェンダー平等が実現されたと一概には言えない。単に登用率を上げることを目指すのではなく、登用率以外の指標の検討が必要である。（重点目標2，戦略的取組③関連）
- 女性管理職が増えない理由として、家事・育児の負担が女性に偏っていることが、キャリア形成の阻害要因となっていると考えられる。男女ともに、ワーク・ライフ・バランスが実現できるように、改善に向けて取り組んでいただきたい。（重点目標2，戦略的取組③関連）
- 日本はリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての普及啓発が遅れており、学校における性に対する正しい知識の普及は非常に重要と考える。性教育の評価においては、どのような内容で実施したかまで検証すべきである。（重点目標3関連）
- 10代の人工妊娠中絶実施率は減少したとされているが、中絶せず、出産を選択した人が増加していれば、若年女性の生活困窮が懸念される。（重点目標3，重点目標5関連）
- 昨今の災害の状況を踏まえ、平時から男女共同参画の視点に立った地域防災の推進に一層取り組んでいただきたい。（重点目標6関連）
- 地域づくりは、男女共同参画の視点に立って取り組む必要がある。地域における課題を浮き彫りにし、男女共同参画の視点に立って解決するための事業が少ないのではないか。（重点目標6，戦略的取組②関連）

（参考：県男女共同参画基本計画における評価について）

- 県男女共同参画基本計画における評価については、専門部会での検討結果等を踏まえ、計画に基づく関連施策の実施に当たり、男女共同参画の視点が、より確実に反映されるよう、進捗管理や評価のあり方の見直しを行うため、来年度の審議会でも新たな評価のあり方を検討する専門部会を設置した上で、検討していくこととなった。